

## 17.2 国有企業章留保表（附属書 IV）

オーストラリア、ブルネイ、ニュージーランド、ペルー及び米国

川島富士雄\*

### I. 概要及び解説・コメント

以下、国名の英語表記の頭文字のアルファベット順（オーストラリア、ブルネイ、ニュージーランド、ペルー及び米国）で取り上げる。ベトナム、マレーシアはそれぞれ個別に、カナダ、チリ及びメキシコについては一括して、それぞれ別稿で取り上げる。なお、日本及びシンガポールは、附属書 IV を提出していない。

オーストラリア

留保する義務	対象企業／概要
物品又はサービスの購入に関する 17.4 条 1a（商業的考慮）、同 1a（無差別待遇）	<p>対象企業：連邦政府レベルの現在及び将来の国有企業</p> <p>対象企業は、物品又はサービスの購入に際し、先住民（アボリジニ及びトレス海峡諸島民）及び同組織により有利な待遇を与えることができる。</p>

#### 【解説・コメント】

オーストラリアは、国有企業と民間企業間の競争中立性の確保に関し、先進的に取り組んでいるため、国有企業章に関する留保も先住民優遇に関する 1 件に限定されている<sup>1</sup>。先住民への優遇措置に係る同章留保として、他にカナダ⑥、チリ⑦及びペルー②がある。また、同章の留保ではないが、29 章（例外及び一般規定）において、先住民（マオリ族）への優遇措置を一般的に例外とする締約国として、ニュージーランドがある（29.6 条）。

\* かわしま ふじお／神戸大学大学院法学研究科・教授

<sup>1</sup> 川島富士雄「[オーストラリアにおける競争中立性規律—TPP 国有企業規律交渉への示唆—](#)」REITI Discussion Paper Series 15-J-026（（独）経済産業研究所、2015）14–28 頁参照。

ブルネイ

留保する義務	対象企業／概要
サービスの購入に関する 17.4 条 1(a)（無差別待遇・商業的考慮）	<p><u>対象企業</u>：石油産業に従事するすべての国有企業</p> <p>ブルネイ政府は、対象企業に対し、同国領域内で、ブルネイ附属書 I 附表 A に列挙される石油産業サポートサービスを、ブルネイ人又は企業等から購入するよう要求することができる。</p>
物品又はサービスの購入に関する 17.4 条 1(a)、同 1(b)（無差別待遇・商業的考慮）	<p><u>対象企業</u>：天然ガス又は石油化学製品・同派生生産物の供給に従事するすべての国有企業又は指定独占企業</p> <p>ブルネイ政府は、対象企業に対し、天然ガス又は石油化学製品・同派生生産物の供給に際し、下記の場合に優遇料金を適用することを求めることができる。</p> <p>(a) 同国領域内の発電目的</p> <p>(b) 同国領域内の外資促進目的、又は</p> <p>(b) 同国領域内の経済開発目的。</p>
17.6 条 1(b)、同 2 (b)（非商業的援助）	<p><u>対象企業</u>：ペトロリアム・ブルネイ（PB）、PB トレーディング、PB サービスズ及びそれらの承継会社</p> <p>ブルネイ政府は、対象企業に対し、以下のサービスに関し、非商業的援助を提供することができる。</p> <p>(a) 原油、液化天然ガス、メタノール及びその他石油製品の販売</p> <p>(b) 掘削泥水供給サービス</p> <p>(c) 廃坑サービス</p> <p>(d) ワイヤラインサービス、及び</p> <p>(e) 石油・ガス産業における資産保全のための修理・保守サービス（発電サービスを含む）</p> <p><u>経過期間</u>：本留保は本協定発効後、3 年間のみ有効。</p>
17.4 条（商業的考慮・無差別待遇） 17.6 条（非商業的援助）	<p><u>対象企業</u>：ブルネイ投資庁（Brunei Investment Agency）又は以下の活動範囲のみに従事する同庁若しくはブルネイ政府が所有する特定目的投資ファンド</p> <p><u>対象活動の範囲</u>：ブルネイ政府の金融資産を用いた投資・資産管理</p> <p>なお、ブルネイが政府系ファンド国際フォーラム(IFSWF)のオブザーバーであり、同フォーラムの正式メンバーとなろうとしている。</p>

（ブルネイに関する解説・コメントは次頁）

【解説・コメント】

ブルネイの4つの留保のうち3つが石油・ガス産業関連であり、同国経済において石油・ガス産業が占める比重が大きく（2012年にGDPの約7割、輸出の約95%）、同産業に従事する国営企業が、国内産業育成手段、外貨獲得手段、その他政策手段として重要な地位を占めていることを如実に示している。石油・ガス産業関係で留保するものとして、他にチリ①、マレーシア②～④、メキシコ①～⑤、ペルー①、ベトナム⑤がある。

③の留保は、ブルネイ領域外でのサービスについて非商業的援助の提供を認めるものである。この留保は、近年、マレーシアのPetronas等アジア近隣の国営石油会社の多くが海外事業を展開していることを受け、ブルネイも海外事業に関心を強めていることを反映している。ただし、協定発効後、3年間のみ認められている。

④の留保は、ベトナム留保⑦と類似する。ベトナム留保ではIFSWFの正式メンバーとなった時に失効すると明記されているが<sup>2</sup>、ブルネイ留保のなお書きの趣旨は明確でない。

<sup>2</sup> 藤田麻衣「[17.2 国有企業章留保表（附属書IV）ベトナム](#)」（ver.1.1(2016/5/16)）4頁。

ニュージーランド

留保する義務	対象企業／概要
17.6 条 1(b)、同 2 (b) (非商業的援助)	<p><u>対象企業</u>：すべての既存及び将来の国有企業</p> <p>ニュージーランド政府又はその国有企業若しくは公的企業は、対象企業に対し、ニュージーランドと他の締約国との間の通信を支える物理的インフラの建設、運営、保守又は修理サービスのために非商業的援助を提供することができる。</p>
17.6 条 1(b)、同 2 (b) (非商業的援助)	<p><u>対象企業</u>：すべての既存及び将来の国有企業</p> <p>ニュージーランド政府又はその国有企業若しくは公的企業は、ニュージーランドと世界の他の地域との接続を提供する範囲で、対象企業に対し、航空運送サービス及び海運サービスの提供のために非商業的援助を提供することができる。但し、航空運送サービスに対する非商業的援助が以下の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(a) 日常業務の維持のために提供され、かつ</p> <p>(b) 以下をもたらさないこと。</p> <p>(i) 対象企業の市場シェアを著しい増加、又は、</p> <p>(ii) 対象企業のサービスによる著しい価格の下回り、又は著しい価格上昇の妨げ、価格の押し下げ若しくは販売減少</p>
ニュージーランド領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)、同 2(a) (非商業的援助)	<p><u>対象企業</u>：Solid Energy New Zealand Limited</p> <p>ニュージーランド政府又はその国有企業若しくは公的企業は、ニュージーランド領域内の石炭の生産・販売のために、対象企業に対し、非商業的援助を提供することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>Solid Energy New Zealand は、ニュージーランド最大の石炭会社である国有企業で、同国全生産量のおよそ 80%を占め、同社生産量の約半分が輸出向けである。</p> </div>

**【解説・コメント】**

南半球の最南部に位置するニュージーランドは、地理的不利の故に商業的な航空運送・海運業者によって迂回されやすく、世界の他の地域と十分な接続が確保されないおそれがある。この問題を回避するため、②の留保は国有企業による航空運送・海運サービスの提供に対し、非商業的援助を提供することを認めている。特に、経営危機に陥ったニュージーランド航空に対し行われた政府救済策（2001年）を念頭に置いていると考えられる。こ

れと類似した留保として、ベトナム留保⑩がある<sup>3</sup>。

オーストラリアの先住民優遇に関する留保に対応するニュージーランドの留保は、附属書IVに存在しないが、前述のとおり、29章（例外及び一般規定）において、ニュージーランドによる先住民（マオリ族）への優遇措置は、国有企業章を含む協定全体の規律の例外とされている（29.6条）。

---

<sup>3</sup> 藤田・前掲注2、5-6頁。

ペルー

留保する義務	対象企業／概要
ペルー領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a) (非商業的援助)	<p><u>対象企業</u> : Petróleos del Perú (PETROPERU S.A.)又はその承継企業</p> <p>対象企業は、民間企業の資本又は経営参加を含む再建過程において、石油等の採掘、精製、生産及び販売の活動に影響を与える非商業的援助を受けることができる。</p>
物品・サービス購入に関し 17.4 条 1(a) (無差別待遇・商業的考慮)	<p><u>対象企業</u> : 中央政府レベルのすべての既存及び将来の国有企業</p> <p>対象企業は、物品・サービスの購入において、社会的又は経済的に不利なマイノリティ又はエスニックグループを優遇することができる。</p>

【解説・コメント】

ペルーは、1990年以降のフジモリ政権時に鉱業部門を中心に、多くの国有企業の民営化実施したため、国有企業として残っているものはごくわずか（石油、銅山、送電等）であるとされる。その状況を反映して、同国の留保は2件に限られている。

米国

留保する義務	対象企業／概要
金融サービスの提供に関し 17.4 条 1(a)、同(c)(i) (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> ：連邦住宅抵当公庫 (Federal National Mortgage Association, Fannie Mae)、連邦住宅金融抵当公庫 (Federal Home Loan Mortgage Corporation, Freddie Mac) 及び 連邦政府抵抗金庫 (the Government National Mortgage Association, Ginnie Mae)、又は類似の目的及び機能を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> ：対象企業は、法令に適合的な考慮に従い、抵当の売買、不動産担保証券の発行・売買等を行う。
金融サービスの提供に関し 17.4 条 1(a)、同(c)(i) (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> ：政府保証金融 (Federal Financing Bank) <u>無差別待遇・商業的考慮</u> ：対象企業は、法令に規定された考慮に従い、米国政府機関が保証する融資、及び国内外の民間企業への債務の売却を行う。
金融サービスの提供に関し 17.4 条 1(a)、同(c)(i) (無差別待遇・商業的考慮)	<u>対象企業</u> ：インフラ整備金融 (A national infrastructure bank) <u>無差別待遇・商業的考慮</u> ：対象企業は、法令に規定された政府任務に従い、米国領域にすべて又は一部が存在する一般的インフラの建設又は保守のため、民間企業に対し市場金利以下で融資を行う。

【解説・コメント】

米国は 2011 年 10 月の TPP 交渉第 10 回リマ会合において国有企業に関する規律案を提出する以前に、国内で同規律案の作成のため省庁間協議を行い、いわゆる「米国の防衛的立場での利益 (U.S. defensive interests)」も精査したとされる。同過程では、特に財務省から経済危機での柔軟性を確保するための例外（最終的に「経済危機への一時的な対応措置」の例外 (17.13 条 1) に結実) のほか、同規律案の対象から除外すべき自国の国有企業も指摘された。留保①に掲げられた Fannie Mae と Freddie Mac (2008 年金融危機時に財務省より資本注入) は、米国の当初提案から留保リストに掲載されていたと報道されている<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> Business Leader Expects Substantive SOE Negotiations At March TPP Round, *Inside U.S. Trade*, January 11, 2013, p.12.

なお、これら以外に、米国郵便公社（USPS）や全米鉄道旅客公社（Amtrak）も数少ない米国の国有企業として指摘されていたが、これらについては留保がなされていない。これは、公共サービス供給の例外（17.4条1(a)）や国内サービス例外（17.6条4）によって十分にカバーされるという理解に基づくものと考えられる。

【附属書IV全体に関する解説・コメント】

10の締約国が提出した附属書IVによって留保される措置は多岐にわたるが、留保の目的・対象の観点から大きく、以下の3つに分けることができる。

第1に、国有企業を公共政策上、活用するための柔軟性の維持である。石油・ガス（ブルネイ①～②、チリ①、マレーシア②～④、メキシコ①～⑤及びベトナム⑤）、石炭・鉱物（チリ②、③及びニュージーランド③）、エネルギー（チリ①及びベトナム⑥）、金融（カナダ②、チリ⑥、マレーシア⑥、メキシコ⑥～⑩、米国①～③、ベトナム⑨）等である。

第2に、第1の公共政策の1つと数えることもできるが、先住民優遇等の民族政策の維持である。先住民優遇を留保する例として、オーストラリア、カナダ⑥、チリ⑦及びペルー②（さらに附属書IVではないがニュージーランド（29.6条）を挙げることができる。また、マイノリティ保護ではないものの、民族政策に関するものとして、他にマレーシア①のブミプトラ優遇政策を挙げることができる。

第3に、国家戦略的又は社会的に重要性の高い産業における国有企業の地位の保護又はその再編の円滑化である。特に、石油・ガス（ブルネイ③、ペルー①）、出版・放送（カナダ③、チリ⑤及びベトナム⑭）、航空運送・海運（ニュージーランド③及びベトナム⑪）、その他（ベトナム⑫、⑬）である。

以上の留保は、各国国内市場における優遇やそれを支えるために必要な非商業的支援に関するものがほとんどであり、国外市場への影響について留保するものはごく一部に限られ（ブルネイ③、カナダ①、③～⑤、メキシコ⑥～⑩、ニュージーランド①、②等）、留保する場合も、経過期間や一定の制限が付されている。全体として、各国国内の公共政策の維持という観点から正当化され得る範囲に留保が極力、限定されている傾向を読み取ることができる。

留保されたものの中には、公共サービス供給の例外（17.4条1(a)）や国内サービス例外（17.6条4）によってカバーされると考えられるが、確認的に留保したと思われるものも見受けられる（例えば、チリ①、⑥）。

II. 備考および更新情報

v.1.1：一部表の見出しを追加する等の修正を行った。